

決議第4号

香芝市における一般廃棄物処理業等の業務全般にわたる改善を求める決議

上記の議案を、香芝市議会会議規則（平成4年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出し、次のとおり議決を求める。

平成28年12月20日提出

提出者

香芝市議会議員

中川 廣 美

賛成者

香芝市議会議員

北川 重 信

河 杉 博 之

小 西 高 吉

関 義 秀

中 村 良 路

森 井 常 夫

奥 山 隆 俊

中 山 武 彦

筒 井 寛

池 田 英 子

下 村 佳 史

中 井 政 友

上田井 良 二

福 岡 憲 宏

香芝市における一般廃棄物処理業等の業務全般にわたる改善を求める決議

本委員会は、本市において浄化槽の清掃にかかわる業者のうち一社が、長年にわたり、香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第17条に違反し、本市内に住所が置かれていなかったことを契機として設けられました。

同社にかかる上記の瑕疵については、本日までに治癒しています。同社は、長年にわたり、法人事業税等を本市に納めていない一方で、本市は、下水道整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法による補償を続けています。

また、本市は、浄化槽の清掃に関して、代表者が相互に親族関係にある二社に許可を与え、さらに両者の事業区域を国道165号線等により厳格に区別しているため、本市内に浄化槽を設置する住民は、浄化槽の清掃を依頼する事業者を選択することができない状況にあります。香芝市一般廃棄物処理実施計画について、現状でも、上記二社に限定されているわけではないとの説明ですが、その旨明記されてはいません。一方で、奈良県内には本市よりも人口の少ない自治体においてすら、複数の事業者に許可を与えることで、住民らに事業者を選択する機会を補償している例があります。

さらに、し尿の中継貯留槽の設置に関しても、昭和63年当時の状況はさておき、本市にとって当面必要不可欠な施設を民間の所有地上に設置したままとすることは、今後の安定的な運用に支障をきたすおそれがあります。

以上のような現状認識の下、住民サービスのいっそうの向上に向けて、下記事項の実行を求めます。

記

- 1 今回、瑕疵のあった事業者の問題に留まることなく、本市の委託・許可する業務全体において、法令遵守の徹底を図ること。
- 2 下水道整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法による補償内容の精査・検討、し尿中継貯留槽用地の賃料等を議会へ報告すること。
- 3 本市内に浄化槽を設置する住民が、自由に浄化槽清掃業者を選択できる機会を得る方策を構築すること。
- 4 速やかに、し尿の中継貯留槽を安定的に運用できる施策を講じること。

以上、決議する。

平成28年12月20日

香 芝 市 議 会

香芝市長 殿